

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業における
個別対話の実施細目

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業入札説明書（平成 26 年 4 月 28 日公表）第 4
3. (4)個別対話の受付、実施（P12～P13）に関し、入札説明書に定める事項の外、実施にあたっての細目を下記のとおり定める。

1. 対象事項

提案予定者（資格審査書類提出者で事業提案書の提出を予定するものをいう。以下同じ。）のノウハウ・アイデア※に関わる内容を中心とする。

※「提案予定者のノウハウ・アイデア」とは、提案予定者の独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、リスク分担のアイデア等を含む本事業すべてに係る内容を指す。

2. 実施方法

基本的な実施方法については、提案予定者毎に対面により、以下の条件で行うことを想定しているが、詳細については、公社から参加申込みを行った各提案予定者（グループの場合は代表企業）に電話又は電子メールにより通知する。

① 開催日時

平成 26 年 5 月 26 日（月）から平成 26 年 6 月 13 日（金）までの間で公社が指定する日時とする。

② 開催場所

公社が指定する。

③ 所要時間等

1 提案予定者あたり 1 回とし、1 時間までとする。

④ 持参資料

提案予定者は、個別対話に際して、質問に係る参考資料を持参することが出来る。

なお、上記開催日時での実施に不都合がある場合は、別途協議により適切な日時を設定するが、実施日時について合意に至らなかった場合、公社が指定した日時で実施する。

3. 実施に関する注意事項

- ・ 申込みにあたっては、個別対話参加申込書（様式 12）及び個別対話を希望する議題（様式 13）（以下、「議題」という。）を Word データで電子メールに添付し送付する

こととし、個別対話の実施当日には、応募企業又は応募グループの代表企業が押印したものを持参し提出すること。

- ・議題について、参加申込みを行った提案予定者毎に対面により質疑を行う。なお、質疑の明確化に際して必要があると認める場合、市及び公社より当該提案予定者に対し、ヒアリング前に確認を行うことがある。
- ・議題に記載された事項に限るものとし、当日の議題の追加は認めない。
- ・議題に記載されていても、明らかに提案予定者のノウハウ・アイディアに関係がないと考えられる事項については、質疑の対象としないことがある。
- ・応募各社及び協力企業の参加も可能とするが、全ての参加を義務付けるものではない。なお、参加人数が多数となる場合は人数の制限を行う場合がある。
- ・参加資格がないとされた者の個別対話は実施しない。

4. 公表

原則として、個別対話実施状況及び質疑要旨を落札者決定日以後に公表することとする。

ただし、個別対話の議題が、提案予定者のノウハウ・アイディアに関わるものが中心であることから、公表することにより提案予定者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、公表しないものとする。

なお、個別対話の過程で、公平性の観点から全ての提案予定者に共通で明示すべきと判断される事項が生じた場合は、当該事項に係る個別対話を実施した提案予定者に事前に意見を聞いた上で、公社の判断により提案書提出期日までに公表する場合がある。

5. 追加実施

追加の個別対話（入札説明書 P13 第 4. 3(4)イ(ウ)) は市及び公社が必要と認めるときに実施する。対象は、既に個別対話を行った提案予定者のみとし、上記に準じて行なうものとする。なお、追加実施を行う場合でも、1 提案予定者あたり 1 回までとする。

追加実施の開催日時、申込書様式等については、公社ホームページ上で公表するとともに、対象者には別途通知する予定である。